

第 4 回大田原市水道料金審議会 会議録

日 時：令和 8 年 8 月 6 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分

場 所：大田原市本庁舎 301・302 会議室

出席者：

委員（14 名）

君島委員、滝田委員、藤田委員、吉岡委員、小川委員、平久江委員、福島委員、
菊地委員、郡司委員、鈴木委員、千嶋委員、原田委員、朝野委員、藤沼委員

事務局（6 名）

長局長、高梨水道管理係長、古川水道工務係長、菊地水道施設係長、大場主査、
荒井主査

事務局（局長）	議事に入る前に、前回の議事の訂正と、資料 3 の前回審議会の振り返り、および前回の委員の皆様からのご意見への回答について、事務局より説明いたします。
事務局（管理係長）	第 3 回水道料金審議会における訂正事項をご説明いたします。 前回、委員より、今回の水道料金改定において県水の値上げにどの程度対応しているかというご質問をいただきました。その際、市からは「県水の値上げについて約 3 割程度値上げた分に対応している」と回答いたしましたが、改めて県に確認したところ、具体的な値上げ幅についての回答は得られませんでした。 したがって、今回の水道料金改定には県水の値上げは反映していないという内容に訂正いたします。 次回の料金改定の際には、県から示される県水の値上げ率に基づき、値上げ分を正しく反映させる予定です。現在の県水の協定期間は令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間であり、この間は現行料金が維持されます。 影響が及ぶのは、令和 11 年度から令和 13 年度の 3 年間と見込まれますが、この期間については事業費の精査と補填財源の活用により対応してまいります。
事務局（局長）	ただいまの訂正内容について、委員の皆様からご意見はございますでしょうか。
事務局（局長）	特にないようですので、次に前回の振り返りについて事務局より説明いた

事務局（管理係長）	します。 はじめに、県水の受水状況および令和 8 年 3 月から 4 月に日本水道新聞に掲載された全国の水道料金改定状況について説明いたしました。 給水人口の減少、施設更新、耐震化費用の増加に伴う料金改定が全国的に進んでおり、基本水量の廃止や平均改定率 26.12%の値上げが実施されています。 また、下野新聞および各市町ホームページの情報によれば、県内の水道料金改定においても物価高騰、将来的な人口減少、災害対策としての施設耐震化が課題となっており、平均改定率 28%の値上げが実施されています。 本市水道事業における令和 9 年度から令和 13 年度の料金算定期間における不足額を試算した結果、総括原価 75.8 億円に対し、現行料金での収益見込み額は 62.4 億円であり、21.47%の値上げが必要となりました。 新料金案の検討では、基本料金 5%、10%の値上げ案、基本料金据え置き案、従量料金の小口径のみ 2 段階とする案など、合計 5 案を検討いたしました。 口径 20mm の基本料金は県内第 1 位であり、2 ヶ月で 58 m³使用した場合の試算では、県内他市町との差額が約 4,000 円程度となるため、配慮が必要であることを説明いたしました。 この結果を踏まえ、B 案（20mm 以外は基本料金 5%値上げ、13mm、20mm の小口径は従量料金 2 段階）および E 案（全口径基本料金据え置き、13mm、20mm の小口径は従量料金 2 段階）を今回検討することとなりました。 前回の振り返りについては以上です。
事務局（局長）	つづきまして、前回の会議で各委員よりいただいたご意見のうち、当日十分にお答えできなかった 3 点について、改めて説明いたします。
事務局（管理係長）	1 点目の「大田原市と那須塩原市の水道料金の違いについて、具体的な内容を示してほしい」というご意見について説明いたします。 那須塩原市の令和 6 年度決算資料に基づき、経営状況を本市と比較いたしました。主な特徴として、本市は那須塩原市より給水人口が約 48,500 人少なく、給水区域面積は 3,700 ヘクタール広く、給水収益は約 9 億 4,000 万円少ない状況です。 水道施設の比較では、那須塩原市は本市と比べると浄水場が少ないこと、表流水を水源とすることで井戸に比べ取水費用が軽減されること、水源や浄水場が比較的高所にあるため配水地への送水にかかる動力費用が少ないことが挙げられます。これらの違いが、両市の基本料金の差として表れています。 一般的に水道料金が高くなりやすい特徴、また安くなりやすい特徴をまとめたスライドをご覧ください。本市は給水人口が少ないこと、給水区域が広

	いこと、集落が分散していること、ポンプ設備・加圧設備が多いことから、水道料金が高くなりやすい傾向にあります。 現在の水道料金比較についてご説明いたします。基本料金は、2 ヶ月あたり 13mm で 1,670 円、20mm で 5,300 円、いずれも本市より那須塩原市の方が安い状況です。従量料金は 20 m³を基準に全口径で 2 段階となり、20 m³までが 1 m³あたり 80 円、21 m³以上が 166 円です。いずれも税抜きの価格となっております。 口径 13mm で 2 ヶ月の使用水量 20 m³の場合、那須塩原市は基本料金 1,730 円に消費税を加えた請求額が 3,663 円、大田原市は基本水量 20 m³まで従量料金がかからず、基本料金 3,400 円に消費税を加えた請求額が 3,740 円となり、本市が 77 円高い状況です。 同様に使用水量 30 m³の場合、那須塩原市の請求額は 5,489 円、大田原市は 5,610 円となり、本市が 121 円高い状況です。 以上が現在の水道料金比較の説明になります。
事務局（局長）	基本料金では 13mm で 1,730 円と 3,400 円という大きな差がありますが、実際の使用水量に基づく請求額を計算すると、30 m³使用時の差は 121 円程度にとどまることがお分かりいただけるかと思います。 この点を踏まえて、ご意見・ご質問はございますでしょうか。
事務局（局長）	ないようでしたら 2 点目についてご説明いたします。
事務局（管理係長）	2 点目は「市民周知のサンプル案について説明してほしい」というご意見について説明いたします。 お手元の資料 4 をご覧ください。 こちらが市民周知用チラシのサンプルです。値上げが必要な理由や家庭への影響についてまとめております。ポイントとしては、平均改定率を分かりやすく大きく表示しました。 また、水道料金値上げの要因として 3 点を追加しております。 1 つ目は、老朽化した水道管や浄水場の更新工事等の費用に充てられること。2 つ目は、水の使用量が減少しても維持費は変わらないため、1 人あたりの負担額が増加していること。3 つ目は、現行の水道料金を維持した場合、令和 10 年度に赤字に転落し、将来世代への負担を残すことです。 家庭への影響については、新しい水道料金が決定する令和 9 年 1 月頃に、確定した金額を反映した上で使用者の皆様へ配布する予定です。 詳しい水道料金表については、市ホームページでも併せて周知を図ってまいります。

事務局（局長）	市民への周知については、このような形で発信したいと考えております。現時点で 20%程度と記載しておりますが、審議の途中であり、今後変更する可能性がありますので、確定した内容ではないことを申し添えます。 改定率とその理由、そして値上げ後の負担額の差を示す構成を予定しております。 委員の皆様からご意見・ご質問はございますでしょうか。
委員	やむを得ない事情があることは理解しておりますし、専門的な細部については私どもでは判断が難しい部分もございます。 一点、印象として申し上げたいのは、今回の改定により大田原市が栃木県内で水道料金が最も高い市になるのかどうか、という点に最も関心がございます。 県内で水道料金が最も高い市であるということが、住民にとって良いことなのかどうか。現在 5 番目、6 番目程度であれば「比較的高い」という表現で済むかと思いますが、1 位になるということは印象として大きな影響があると思います。住民の受け止め方も同様で、「水道料金が県内で最も高いのであれば住むのをやめよう」という方向に向かうことが懸念されます。審議をする上で最も気になっている点ですが、この点についてお聞かせいただけますでしょうか。
事務局（局長）	この点については、この後の議論を踏まえてご説明いたします。最終的な答申書案の中で、順位についても改めて説明させていただきます。
委員	資料 4 のチラシ文面の 3 行目に「不足しています」という表現がありますが、全体の趣旨は理解できるものの、経営状態の厳しさをもう少し明確に示した方が良いのではないかと思います。いかがでしょうか。
事務局（局長）	いただいたご意見を踏まえて調整し、改めてお示しできればと思います。文言については検討させていただきます。
事務局（局長）	他にご意見・ご質問はございますでしょうか。
事務局（局長）	ないようでしたら 3 点目についてご説明いたします。
事務局（管理係長）	3 点目「配水池・浄水施設の耐震化率について、より分かりやすく説明してほしい」というご意見についてご説明いたします。 令和 5 年 3 月時点の栃木県水道カルテに基づく配水池の耐震化状況をグラ

	フにまとめました。耐震化率第1位は高根沢町、第2位は佐野市（85%）、第3位が本市（72%）です。令和5年度に狹原浄水場配水池、令和6年度に湯津上低区配水池、令和7年度に両郷配水池および片田配水池の耐震化工事を実施しております。 また、同資料に基づく浄水施設の耐震化状況では、第1位が高根沢町、第2位が本市（77%）となっており、配水池・浄水施設ともに県北で第1位の水準にあり、他市町と比較して災害に強い状況にあると言えます。 これまでのご質問への回答は以上ですが、ここで先日発生した熊本地震について触れさせていただきます。 国土交通省によれば、8月4日午前4時30分時点で、熊本県内4自治体で約44,000戸が断水しており、生活用水の不足や衛生環境、トイレ環境の悪化により被災者の生活に大きな影響が出ています。 また、10年前の熊本地震では、浄水場から配水池への送水管の破損や水源の井戸の濁りが発生し、熊本市内全配水区で32万6,000戸が断水しました。熊本市では復旧に約20日間、被害の大きかった周辺市町村では約1ヶ月半を要しました。 本市においても東日本大震災により大田原配水池が被災し、漏水箇所の発見に3日間を要した経緯があります。このように、地震災害に対応できる備えが必要と考えております。
事務局（局長）	ただいまの説明についてご質問はございますでしょうか。
委員	施設の耐震化については理解しましたが、水道管についてはどのような状況でしょうか。
事務局（施設係長）	直近のデータである令和6年度水道統計によりますと、大田原市の送水管・導水管の耐震適合率は約40%です。また、避難所等の重要施設に接続する管路の耐震適合率については約84%と高い水準にあります。 管路の経年化率については、耐用年数を越えた管が全体の約18%であり、令和6年度の耐震化管の更新率は約0.4%で、延長にしますと約4kmです。
委員	これらの数値が分散しているため、グラフ等にまとめ、他市町と比較して大田原市が優れている点を分かりやすく示していただきたいと思います。
事務局（施設係長）	承知いたしました。大田原市の耐震化の取組を分かりやすくPRしてまいります。

事務局（局長）	他にご質問等はございますでしょうか。
事務局（局長）	ないようですので、議事に入らせていただきます。
小川議長	これより議事に入ります。 会議次第の議事の（1）新料金の検討について、事務局の説明をお願いします。
事務局（管理係長）	資料３の１ページをお開きください。 新料金の検討についてご説明いたします。 総括原価方式により、令和９年度から令和１３年度までの５年間で必要となる費用を算定した結果、必要改定率は21.47%となりました。 一方で、今回の料金改定は長期間行われていなかった見直しであり、市民生活や事業活動に与える影響も大きいものです。 そのため、必要財源の確保を基本としつつ、使用者負担の急激な増加をできる限り抑え、平均改定率を20.0%とする案です。20.0%改定とした場合でも、必要財源の約93.0%を確保できる見込みです。算定上の必要額との差は5年間で約9,000万円、年平均で約1,800万円程度となります。この差額については、経費削減、事業費の精査、国庫補助金等の活用、企業債の適正活用などにより、対応してまいります。 また、改定後も毎年度、料金回収率、補填財源残高、企業債残高等を確認し、収支見通しに大きな乖離が生じた場合には、必要に応じて経営戦略や料金水準の見直しを検討することとします。 つづきまして２ページをご覧ください。 今回は消費税込みの金額で説明しましたが、答申書（案）では税抜き表示となるため、これにあわせて税抜き表示に変更しております。 まず、Ｂ案です。 こちらは基本料金を5%値上げしつつ、20mm口径のみ据え置きとし、従量料金は13mmと20mmの小口径のみ２段階とする案です。使用水量20㎡以下が1㎡あたり15円、20㎡以上が1㎡あたり217円としました。全口径の平均改定率が20.0%になります。 メリットとしては、１ヶ月あたりの増加額が20mm及び100mmにおいて最も安い点が挙げられます。一方でデメリットとして、20mm口径のみ基本料金を据え置いたため公平性に欠けること、13mm及び25mmから75mmの１ヶ月あたりの増加額がＥ案より高いことです。 なお、従量料金単価の値上げ幅は47円（27%）の増加となります。

	つづきまして、参考までに B 案の一般家庭における影響について説明いたします。 前方のスライドをご覧ください。 水道料金は、契約者数の 96% が利用する口径 13 mm で税込みの価格となっております。 1 人世帯で 1 ヶ月の使用水量が 8 m³ の場合、現行料金が 1,870 円、改定後は、225 円増の 2,095 円（約 12% アップ）です。 2 人世帯で 1 ヶ月の使用水量が 15 m³ の場合、現行料金が 2,805 円、改定後は、517 円増の 3,322 円（約 18% アップ）です。 3 人世帯で 1 ヶ月の使用水量が 20 m³ の場合、現行料金が 3,740 円、改定後が 775 円増の 4,515 円（約 21% アップ）です。 4 人世帯で 1 ヶ月の使用水量が 23 m³ の場合、現行料金が 4,301 円、改定後が 930 円増の 5,231 円（約 22% アップ）となります。 つづきまして資料 4 ページをご覧ください。 E 案になります。 こちらは全ての口径で基本料金を据え置きとし、B 案と同様に小口径のみ従量料金を 2 段階とする案です。使用水量 20 m³ 以下が 1 m³ あたり 20 円、20 m³ 以上が 1 m³ あたり 220 円としました。全口径の平均改定率は 20% になります。 最大のメリットは、全口径で基本料金が据え置きとなり公平性が保たれること、小口径 13 mm の増加額が最も安いこと、25 mm 以上の平均改定率がほぼ均一であることです。 しかし、デメリットとして、使用水量 21 m³ 以上において、従量料金が現行料金との差額が 50 円で B 案より高いことが挙げられます。 つづきまして、E 案の一般家庭における影響について説明いたします。 前方のスライドをご覧ください。 水道料金は口径 13 mm で税込みの価格となっております。 1 人世帯で 1 ヶ月の使用水量が 8 m³ の場合、現行料金が 1,870 円、改定後は、176 円増の 2,046 円（約 9% アップ）です。 2 人世帯で 1 ヶ月の使用水量が 15 m³ の場合、現行料金が 2,805 円、改定後は、495 円増の 3,300 円（約 18% アップ）です。 3 人世帯で 1 ヶ月の使用水量が 20 m³ の場合、現行料金が 3,740 円、改定後が 770 円増の 4,510 円（約 21% アップ）です。 4 人世帯で 1 ヶ月の使用水量が 23 m³ の場合、現行料金が 4,301 円、改定後が 935 円増の 5,236 円（約 22% アップ）となります。
--	---

小川議長 委員	つづきまして、前方のスライドをご覧ください。 こちらは、口径 13 mm で 1 ヶ月に 20 m³ 使用した場合の県内自治体と本市の B 案と E 案の料金を比較したものになります。 本市の B 案と E 案の価格差は、5 円であり、金額の高い B 案と第 2 位の自治体との差は、147 円となり他自治体とほぼ同じ水準にあります。 つづきまして、口径 20 mm で 1 ヶ月に 20 m³ 使用した場合の県内自治体と本市の B 案と E 案の料金を比較したものになります。 本市の B 案と E 案の価格差は、88 円であり本市の E 案と第 2 位の自治体との差は、2,035 円となります。 つづきまして、水道料金改定を行った県内市町の水道料金比較になります。 こちらは、口径 13 mm において 1 ヶ月の使用水量 20 m³ における料金比較になります。 本市の E 案について改定前後における水道料金の差額が 770 円であり 9 市町の差額も 30 円、改定率の平均値も 7 ポイント下回っております。 つづきまして、口径 20 mm において 1 ヶ月の使用水量 20 m³ における料金比較になります。 本市の E 案について改定前後における水道料金の差額が 770 円であり 9 市町の差額も 137 円、改定率の平均値も 17.8 ポイント下回っております。 このように県内市町と比較しても差額や改定率がほぼ同じ水準におさまっていることが言えます。 事務局案としては、基本料金が据え置きで全口径において公平性が保たれること、契約者数の 96% が口径 13 mm であり、増加額が最も安く、また、25 mm 以上の平均改定率がほぼ均一であることから E 案を提案したいと考えております。 以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。 説明が終わりましたので、質疑応答に移りたいと思います。 ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 先ほどのスライドについて、B 案と E 案について比較が難しいので、並べて確認できるようにしていただきたいと思います。 (資料再確認後) この資料で比較しますと、1 人世帯について E 案の方は増加率が低いこと
-----------------------	--

	が分かります。3 人、4 人世帯については大きな差はありません。全体として、13mm で見ると E 案の方が有利という結果になっています。
小川議長	他にご質問・ご意見はございますか。
委員	この資料を比較しても、明らかに E 案が優れていると考えます。13mm 口径が契約者数の 96%を占めていることから、E 案を採用すべきと思います。
小川議長	他にご質問・ご意見はございますか。
委員	専門的な内容については市の専門職の皆様にご検討いただければと思いますが、20%という改定率について、切りの良い数字である必要はないのではないかと考えます。 那須塩原市が 19.2%程度の改定率であったことを踏まえ、県内他市町との比較で大田原市が最も高くなることは避けたいため、20%についてもう少し努力していただき、19%台とすることも含めて、専門的な観点で再検討いただければと思います。 3 月の現地視察において、老朽化した浄水場・配水地の状況を実際に確認し、値上げがやむを得ないことは理解しております。その点を市民に丁寧に説明する際、那須塩原市との比較は市民の間でも話題になりやすいため、その点も考慮していただければありがたいと思います。
小川議長	20%を 19%台程度まで引き下げられるかどうか、というご意見ですね。
事務局（局長）	改定率については様々な試算を行い、21.47%から 20%までという一つの区切りで検討してまいりました。 20%と 19%台の間でさらに検討の余地があれば、次回審議会において想定される改定率をお示しできればと考えております。
小川議長	他にご質問・ご意見はございますか。
委員	様々な事情によりやむを得ない値上げであることは理解しております。先ほどの熊本地震の例のように、断水によるライフラインの欠如は炊事やトイレなど生活に重要な影響を及ぼすため、一定の値上げはやむを得ないと考えます。 一点質問ですが、E 案・B 案いずれにしても、50 年間据え置いてきた料金を今回改定するにあたり、今後の見通しはどのようにお考えでしょうか。今

	後 10 年で再度見直すのか、あるいは長期にわたり現行の改定内容で維持する想定なのか、お聞かせいただければと思います。
事務局（管理係長）	日本水道協会発行の水道料金算定要領では、適切な水道料金の算定・見直しをおおむね 3 年から 5 年の間で行うことが示されております。 本市においても、料金の安定性や社会情勢等を踏まえ、5 年ごとの見直しが適切と考えており、今後は 5 年ごとに料金の見直しを行う予定です。
委員	5 年後に再度値上げの可能性があるという心構えが必要ということですね。今回の 20%についても、そうした前提を踏まえて評価すべきということでしょうか。ありがとうございます。
小川議長	他にご質問・ご意見はございますか。
委員	那須塩原市との隣接区域が多いことから、20%を切る改定率であればありがたいと考えます。また、詳細なシミュレーションについては引き続き検討いただければと思います。 水道料金は 2 ヶ月分の請求となり、実際には下水道使用料と同じタイミングで請求されます。市民の方が「水道料金が 20%上がる」というイメージを持った状態で、実際の請求時に下水道使用料も含めた金額を見て、想定より大きな増額に感じる可能性があります。19%や 20%程度の改定になった場合、水道料金と下水道使用料を合わせた実際の負担額について、あらかじめ市民に分かりやすく説明していただくことが、親切的な周知になるのではないかと考えます。 先の話になりますが、その点もご検討いただければと思います。
事務局（局長）	いただいたご意見を踏まえ、市民周知用チラシについて、下水道使用料と合わせた際の負担額も掲示できるよう改良を加えてまいりたいと思います。
小川議長	他にご質問・ご意見はございますか。
委員	料金改定に異議を申し立てるものではありませんが、以前の市政懇談会で私が質問した際の回答について触れさせていただきます。 当時、私は水道料金について配管の耐用年数を踏まえた質問をしており、市からは「企業努力をしながら市民に負担をかけない範囲で事業を継続する」との回答をいただきました。その時点で値上げの明言はありませんでしたが、私たちも当初から値上げは想定しておりました。

	同じ上下水道課において、下水道使用料の値上げが先に決定し、その後水道料金の値上げが続くという時期のずれについて、結果として値上げはやむを得ないと理解しておりますが、市民感覚として若干の違和感を持つ部分もございます。 この点について反対するわけではありませんが、他の委員の方がご指摘されたとおり「20%」という数字については、結果ありきの印象を与えかねないため、企業努力の結果として 19%台になることが望ましいのではないかと考えます。 以上、反対意見ではなく、私の所感として申し上げさせていただきました。
事務局（管理係長）	委員からのご指摘も踏まえ、企業努力により 20%を下回る改定率となるよう、次回改めてご提示いたします。
小川議長	他にご質問・ご意見はございますか。
委員	資料 4 の「なぜ今値上げが必要なのか」という項目について、安全確保のための施設更新が主な理由として挙げられておりますが、前回の施設視察の際に確認した老朽化した設備について、特に耐震補強が必要な建物、配水池、重要なポンプ設備等があったかと思います。今回の値上げにより、老朽化した設備・配管等の更新について、どの範囲まで対応可能となるのか、お聞かせいただければと思います。
事務局（施設係長）	まずは大田原配水池の建て替えを予定しております。旧市街地に 1 日約 2,500 トンの給水を行っておりますが、東日本大震災で被災し、修繕は行ったものの耐用年数を超過しており、耐震補強では対応が困難な状況にあるため、建て替えを行います。 これに合わせ、浄水場から配水池への送水管の更新も進めており、配水池の建て替えにより送水管を含めた耐震化が一層進むこととなります。 その他、避難所等の重要給水施設に接続する管路の更新も、今回の料金改定において対応してまいります。管路・設備・構造物の更新を通じて、安定的で安全な給水の維持に取り組んでまいります。
委員	これらの整備について、どの程度の工期を想定されていますでしょうか。短期間に集中して実施すると負担が大きくなると思いますが。
事務局（施設係長）	送水管については本年度も更新を予定しております。 大田原配水池については令和 10 年度から着手する予定であり、一度に建

	設することはできないため、躯体を半分ずつ整備していく計画です。 管路更新については継続的な取組であり、上流部から順次、計画期間内で進めてまいります。
委員	建物自体は基準に基づき整備されているため、地震による急な倒壊のリスクは低いと思いますが、重要な設備であるポンプや、ポンプへの電源供給を担う高圧設備の耐震対策、また停電時の自家用発電機の設置状況について、現状と今後の計画をお聞かせください。
事務局（施設係長）	大田原市の水道施設の増圧施設については非常用発電機を設置しており、全体で 19 箇所を設置しております。本年度も須佐木地区の桧沢浄水場において発電機の更新工事を行い、緊急時の電源確保に対応しております。
小川議長	平均改定率 20%について、複数の委員から「もう少し企業努力をして 19%台とすべき」という意見があり、事務局から次回検討する旨の説明がありました。 次回検討した改定率を事務局からお示しする形とさせていただきます。
小川議長	つづきまして、新料金案についてお諮りいたします。 先ほど委員より B 案・E 案についてのご意見もございましたので、これについて採決を取りたいと思います。 まず B 案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手なし） 挙手なしということでよろしいでしょうか。 続いて E 案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手多数） 挙手多数ということで、E 案に決定いたします。
小川議長	つづきまして、会議次第の議事の（2）答申書（案）の作成について、事務局の説明をお願いします。
事務局（管理係長）	資料 5 をご覧ください。 先ほどご説明した通り、改定率については企業努力を踏まえて次回改めて提示することとなりましたので、本答申書（案）に記載されている改定率（現時点で 20%）は、次回見直された数値に変更となります。文面・構成について

	一通りご説明いたしますので、内容をご確認いただければと思います。 こちらが大田原市水道事業審議会小川会長から市長に提出する答申書(案)です。令和 8 年 1 月 16 日付、大上第 240 号にて諮問された事項について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別紙の通り審議結果を報告するものです。 答申書の内容につきましては、事前に事務局と小川会長で調整を行ってまとめたものです。以下、代読いたします。 (資料 5 の 2 ページ以降について代読)
小川議長	答申書(案)についてご説明がありました。時間の関係上、詳細なご意見・ご質問は次回の会議で承りたいと思います。 事務局に一点確認したいのですが、答申書 5 ページの改定案・改定後の料金表については、先ほど可決した E 案の内容でよろしいでしょうか。
事務局(管理係長)	改定後の料金表につきましては、E 案の内容で記載いたします。
小川議長	詳細なご質問は次回に承ることとし、続いて会議次第の議事の(3)その他に移ります。ご意見等ございましたらお願いいたします。
小川議長	特にないようですので、議事日程は終了とし、事務局にお返しいたします。
事務局(局長)	小川会長、ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたる慎重なご審議、ありがとうございました。 次回の審議会では改定率とその根拠をお示しいたします。答申書(案)についても、委員の皆様にご一読いただき、次回までにご不明な点や修正すべき点がございましたら、お申し出いただければと思います。答申案の改定率や文言について変更がある場合は、次回審議会にてご説明いたします。
事務局(管理係長)	委員の皆様、長時間にわたる慎重なご審議、大変ありがとうございました。次回の第 5 回水道料金審議会は、8 月 28 日金曜日午後 2 時より、大田原市役所本庁舎 3 階 301・302 会議室にて開催いたします。 本日以降にご意見やご質問がございましたら、8 月 25 日頃までにご連絡いただきますようお願いいたします。
事務局(局長)	以上をもちまして、第 4 回大田原市水道料金審議会を閉会いたします。ありがとうございました。